

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和 2 年 1 0 月)	改 定 後 (令和 3 年 1 0 月)
<p>第 102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p>33. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>34. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>35. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p>第 102 条用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>31. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 2 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>33. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>35. 現行のとおり</p> <p>36. 現行のとおり</p> <p>37. 現行のとおり</p> <p>38. 現行のとおり</p> <p>39. 現行のとおり</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和 2 年 1 0 月)	改 定 後 (令和 3 年 1 0 月)
<p>37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>40. 現行のとおり</p> <p>41. 現行のとおり</p> <p>42. 現行のとおり</p>